

Web業務研修会実施報告

受講者アンケート調査結果

令和3年3月

公益社団法人 全国通運連盟

1. 研修内容

(1)「貨物利用運送事業の法令遵守の徹底について」 60分

講師:国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室 専門官 木村浩巳氏

(2)「鉄道コンテナの安全輸送のための留意点」 60分

講師:日本貨物鉄道株式会社 コンテナ部 部長 前田望氏

2. 研修会実施期間(研修動画配信日)

・令和3年2月12日(金)～25日(木)

3. 受講者数 149名 (受講申込者数173名)

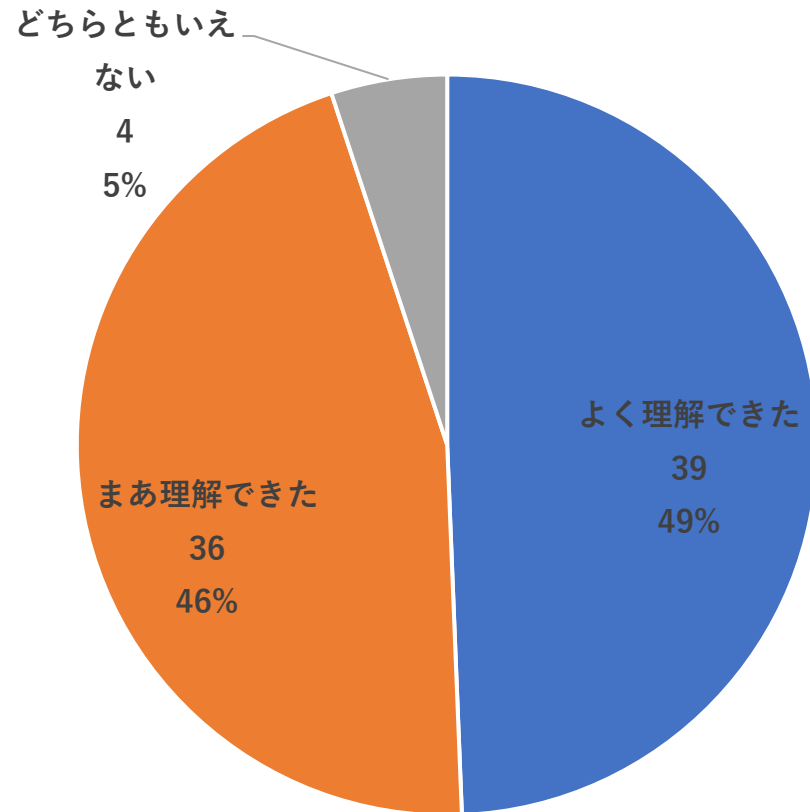
所属別受講者数

所属	受講者数
北海道通運業連盟	23
仙台地方通運業連盟	15
新潟地方通運業連盟	3
東京地方通運連盟	36
中部地方通運業連盟	17
大阪地方通運業連盟	10
広島地方通運業連盟	8
四国地方通運業連盟	14
九州地方通運業連盟	5
全国通運連盟/三団体	6
JR貨物	12
合計	149

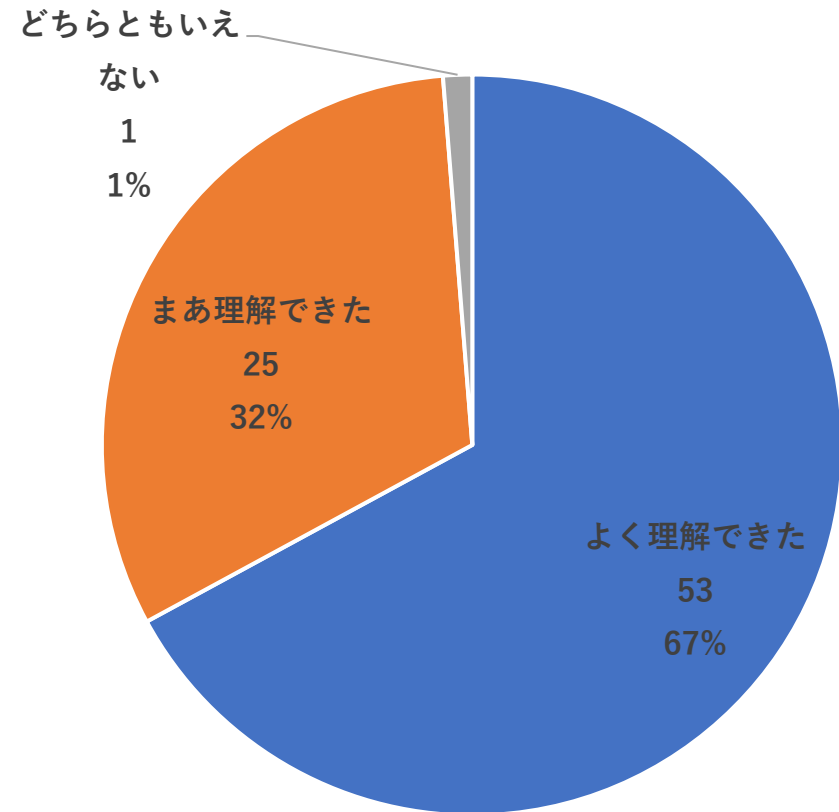
4. 受講者アンケート結果

(1) 講義内容の理解度(回答数:79)

「貨物利用運送事業の法令遵守の徹底について」



「鉄道コンテナの安全輸送のための留意点」



(2-1) 講義でもっとも参考になった点または印象に残った点

「貨物利用運送事業の法令遵守の徹底について」

分類（回答数）	回答内容例
事業変更届出の必要性・チェックシートの活用について（18）	<p>貨物利用運送事業者における遵守事項で、事業計画に記載されていない区間における事業部分が印象に残りました。 又、区域、区間違反への罰則規定も知ることができました。 届出や掲示について改めて確認することが出来ました。</p> <p>1貨物の荷造りの際における荷崩れを防止するための措置 2 貨物の荷造り等の際における貨物の取扱いに関する従業員に対する適切な指導及び関係事業者に対する周知又は指導 3危険物その他の取扱いに注意を要する貨物について貨物の荷造り等を行う際における当該貨物の性質に応じた適切な取扱い 以上のことを遵守し日々業務を行っていますが、事故件数がここ最近増加傾向にあるので新たな対策を考えたいと感じました。</p> <p>貨物利用運送事業法に係る法令遵守状況チェックシートの所で監査があった時だけではなく普段の仕事から意識してチェックシートを活用しながら役立てていきたいと思います。</p> <p>輸送区間の申請は都度行っているつもりではあるが、再度見直しを行おうと思った。</p> <p>利用する輸送モードを変更する際にはそのモードごとに許可が必要という点。</p>
違反事例・行政処分について（15）	<p>万が一行政処分を受けた場合には車両の停止処分が厳しく設定されており、遂行できない業務が出てくるなど影響は多大であるとわかった。顧客へ迷惑をかけないためにも、日ごろから法令順守を徹底する必要があると感じた。</p> <p>頻度や故意・過失の有無によって行政処分の程度に濃淡がある点。</p> <p>違反した際の事業停止など、厳しい罰則が科せられること。</p> <p>行政処分の関係については非常に参考となった。法令をよく確認し、変更等が必要の場合は適切に処理が必要と改めて認識した。</p> <p>コンテナ混載時の内部固定が不十分であったり、荷崩れ防止するための措置がなされていない場合も「事業改善命令」の対象となること。</p>
標準貨物利用運送約款の改正について（14）	<p>利用運送約款の改正のポイントが把握できた</p> <p>標準貨物利用運送約款の改正に伴う運賃について、付帯業務料に加え待機料・積込料・取卸料が明確になったこと</p> <p>標準貨物利用運送約款の改正（平成29年11月）の内容について、改めて適正な運賃の収受を確認するところを行おうと考えました。運賃の届け出はしているが、荷主との運賃交渉において値上げが困難な状況（輸送障害、新型コロナウイルスによる物量減、荷主の業績悪化など）にあるのが実情である。荷主との協議や適性運賃の収受に向けて粘り強い交渉が必要だと感じました。</p> <p>待機料金について収受する機会は多くはなかったし、荷主にいいづらい場面もあった。（今後の取引の部分を気にして）法令として決まっているので少しずつ改善させたい。</p> <p>待機時間料については荷主や各運送事業者にも少しずつ浸透してきた実感はあるが、付帯業務料については自分自身を含めあまり浸透していないと感じた。個人の感覚として待機時間料や付帯業務料を荷主に対して請求するという行為にある種の罪悪感を抱いてしまうが、それはこういった制度や権利が社会に浸透していないということの裏返しであり、早急に付帯業務料への理解や付帯業務に関するトラブル発生時の責任等についてまずは運送事業者間での理解を深め、荷主への理解・協力を推し進めていく必要があると感じた。</p>
ホワイト物流推進運動について（5）	<p>ホワイト物流推進運動についてです。法令遵守を第一として物流改革や働き方の改善に取り組んでいる点などが印象に残りました。</p> <p>ホワイト物流推進運動の存在を初めて知ることができた。</p> <p>コロナ禍において、ドライバー不足が目立たなくなっているがワクチンの開発と共に問題の再噴出は目に見えているので、自動車運送事業の働き方改革も含め、推進していく必要があると再認識した。</p> <p>「ホワイト物流」というものが印象に残っており、現在大きな課題となっているドライバー不足解消の大きな一歩となると感じ、感銘を受けた。</p>

(2-2) 講義でもっとも参考になった点または印象に残った点

「鉄道コンテナの安全輸送のための留意点」

分類 (回答数)	回答内容例
危険品漏洩等の事故事例について (25)	<p>事事故例の解説について、過去の事故事例から、再発防止の対策の構築等に役立った。</p> <p>コンテナからの漏洩について、重大な事故に繋がるリスクがあることを改めて認識することが出来ました。</p> <p>コンテナ積載の留意点につきまして、実際の写真を用いた事例をたくさんご紹介いただき、また事故が発生した積載物ごとにご丁寧にご説明いただいたのでとてもわかりやすかったです。</p> <p>混載貨物による液体貨物漏洩事故が参考になりました。弊社も一斗缶の輸送は少ないものの積み付けは十分に注意を行い輸送をしております。事故事例を利用し事務所とドライバーの安全意識の高揚を行います。</p> <p>各種事故具体事例を挙げて頂きながらの講義で、非常に分かりやすくご説明頂きました。</p> <p>積載する荷物の種類や、梱包状態、積載状態等によって発生する事故事例、また、コンテナそのものの保守・点検等の不備等によって発生する事故事例から、実際の業務を行う上での注意点を理解することができました。</p> <p>鉄道コンテナによる輸送により国民の生活を支えていると改めて感じたと同時に危険品漏洩事故のリスクもあるので近隣住民などに被害を与えないように日ごろから乗務員への積み付けの教育指導を怠ることなくしっかりやっていきたいと思えます。</p>
偏積載・過積載について (15)	<p>青函トンネル通過時の偏析、偏荷重防止に関して、重要性を含め再認識しました。</p> <p>紙製品を主に扱っているので、危険物をコンテナに積むことはないのですが、巻取紙や平判紙など重量がある製品を扱っているので荷崩れを起こさないように、正しい養生を徹底したいと感じました。</p> <p>偏荷重の実際の運用方法、対応方法について具体的に提示いただき、非常によかった。</p> <p>偏積載、過積載など、荷主任せにし過ぎない様な運転手の意識付けが必須だと改めて思いました。</p> <p>「偏積載」はいろいろな種類のものを混載することで発生すると思われる。当社の発送実績はあまりないですが、新規顧客の獲得時にはその積載貨物の特性（重量な性質）等には十分留意したいと思えます。また、集荷業務を実施する中でも庭先での積込み状態を確認したと思えます。</p>
危険品の確認・正確な品目入力について (13)	<p>品名相違により発生した損害の責は約款上荷送り人が負う事となるので、特に危険品輸送の際は、十分に確認したうえでの案内を心掛けたい。</p> <p>危険品を取り扱う案件もあるが、万が一申告に誤りがあったり、内容品の漏洩等があったりした場合は多大な影響がでることを改めて認識した。</p> <p>危険品かどうか判断できない品物はSDSを取り寄せて確認するなど、慎重な対応をとるように気を引き締めたい。</p> <p>コンテナの周りには危険がいっぱいあるのだと改めて感じた。</p> <p>事務所にいることが多く、現場に行くことはほとんどないが、現場での安全を第一に考えた行動をとりたい。また、オーダーを受託する際、必ず確認しなければならない点をもう一度確認し業務に取り組みたい</p> <p>品目の入力について、大まかな内容では大きな事故が発生した際の責任を負うことになりかねない。「正確な品目入力」「危険品確認書入力」が重要であることが理解できた。特に約款内容で「品名相違により発生した損害の責は荷送人が負う」ことを認識できた。</p> <p>危険物輸送に関して、当社でも取り扱いが多いので現場任せではなく、会社としても年に数回チェックを入れる必要があると感じた。</p>
私有コンテナ・ISOコンテナ等の取扱い (6)	<p>弊社でも、無蓋シートコンテナ・天蓋コンテナ・危険品等扱いがあるため、注意する必要があると感じました。</p> <p>私有コンテナの輸送時における部品落下事例が参考となりました。</p> <p>点検に関しては、今までと少し違った角度での設備点検も必要と理解しました。</p>
一斗缶の積み付け方・漏洩事故 (4)	<p>一斗缶の積付、漏洩事故が参考になった。作業従事者へ情報を展開し事故防止に努めます。</p> <p>現場での積み付けがきちりされていない事、一斗缶の扱いが間違っている事例がある事があり、非常に驚いています。</p>

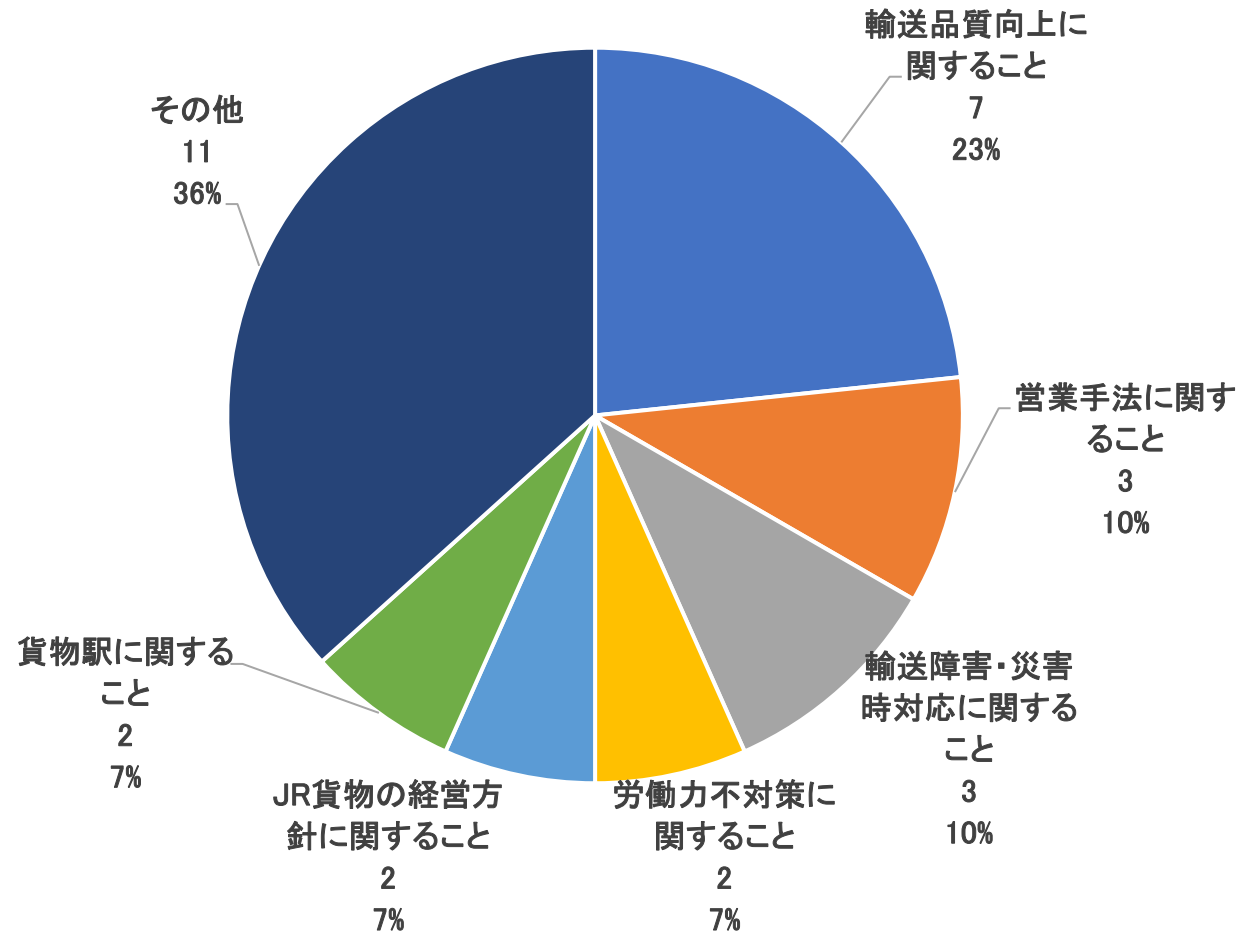
(3) 講義内容についての質問と回答 「貨物利用運送事業の法令遵守の徹底について」

分類	質問内容	回答
届出・掲示に関して	現在の届出状況を把握、確認する手段があれば教えて頂きたいです。	各地方運輸局自動車交通部貨物課または、物流産業室にお問い合わせいただければ、事業者台帳に記録されている情報を教示することは可能です。運賃料金等の届出については、台帳情報上、届出の有無のみの記録となっております。
	主たる事務所および営業所において事業の種別等の掲示をすることですが、全国に事業所・現場がある場合、どの箇所でのどの程度詳細な掲示義務が課されるのでしょうか。	掲示すべき事項（利用運送事業者であること、利用する運送機関、消費者向けの運賃料金、約款、区域・区間および業務の範囲）を当該運送営業を行うすべての営業所において掲示する必要があります。具体的には事業計画・集配事業計画上の営業所において掲示をお願いいたします。（法第9条、法第27条、規則第13条、規則第25条）
利用の利用に関して	「利用の利用」について、もう少し触れてほしかった。	いわゆる「利用の利用」とは、元請の第二種貨物利用運送事業者が別の貨物利用運送事業者に貨物の運送を委託して、荷主に運送サービスを提供する形態を指します。 法令遵守に際しては、下記のポイントにご注意ください。 また、国交省HPのQ&A（Q. 4、Q. 10）もご参照ください。 （1）元請の事業者は、別の利用運送事業者に運送業務を委託する場合でも、荷主に対してはドアツードアの一貫した運送責任を負うため、第二種貨物利用運送事業の許可が必要 （2）元請の事業者が荷主に対して提供できる運送サービスは自社が許可を得た事業計画等に基づく必要があり、委託先の事業者も委託先事業者が許可を得た事業計画等に基づく必要がある。（委託先の運送区間が元請の運送区間等と一致しているか、カバーしている必要がある。） https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn3_000003.html
	利用の利用について簡単にまとめたものがあればご教示いただきたい。	利用の利用をまとめた資料については、研修項目とする場合に検討をいたします。
その他	事業計画に記載がない輸送機関の利用や区間での事業など、どのようにして判明したのかを知りたい。	定常的に行っている立入検査または、緊急の監査等、事業所において運送状等を確認した際に、許認可上の区域や区間外への仕向が確認されることがあります。 利用の利用等により、他の利用運送事業者から運送委託を受けた利用運送事業者が、許認可を受けた運送機関、区域・区間外の請負契約を結んでいる等で判明する場合があります。

(3) 講義内容についての質問と回答 「鉄道コンテナの安全輸送のための留意点」

分類	質問内容	回答
偏積載について	偏積載の事例において、リフトで抱えたときに偏積の異常を感知できるような感度の高いセンサーをリフトに搭載することができないのかを知りたい。	フォークリフト等での荷役作業は、偏積コンテナがないことを前提に行っています。利用運送事業者様におかれましては、貨物を床面上にその重量が均衡するよう、かつ、容易に移動しないように積み込んでいただきますようお願いいたします。全国通運連盟様作成「集配車両の転倒防止に向けた偏積防止マニュアル」やJR貨物作成「コンテナへの貨物積込時における留意点」も是非参考にしてください。
	偏積が発生しているかどうかの輪重測定装置は、今後他のポイントへも設置する計画の有無をお伺いしたいです。	現在、新たに設置する計画はございません。
危険品輸送について	危険品積み込みの際に各種積み付けチェックをしますが、一斗缶など色々な形状の中鉄道輸送コンテナで確実な積み付けの画像の紹介などをお願いできますか？	荷量の都合等個々の事情により、様々な積み込み方があるものと想定しているため、特定の積み込み方を指定するような画像はございません。研修の資料にもありました「荷姿が18リットル缶の貨物の積付方について」の注意事項等（24ページ）の内容等に沿っての積み込みをお願いいたします。
	危険物について詳しくないので、わかりやすい表があればいいな。と思いました。	当社が公告している貨物表にある危険品品名表等でご確認いただけます。ご不明な点がございましたら、お近くのJR貨物支店・営業所等までお問い合わせください。
その他	一般的なJRコンテナの利用寿命をお伺いしたいです。また、JRコンテナの保守・点検がどのように行われているかをお伺いしたいです。	コンテナの寿命は個々の使用実態により異なります。なお、JRコンテナは経年によって、1年ごと、または、半年ごとに定期点検を実施しています。
	パレット化に向けたパレット製品の荷ずれ防止装置コンテナの開発をご検討頂きたい。背高コンテナよりも必要だと考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。これまでも皆様からのご意見を参考にしてコンテナの改良を重ねてまいりました。今後も引き続き貨物鉄道輸送の発展に資するコンテナの改良に努めてまいります。

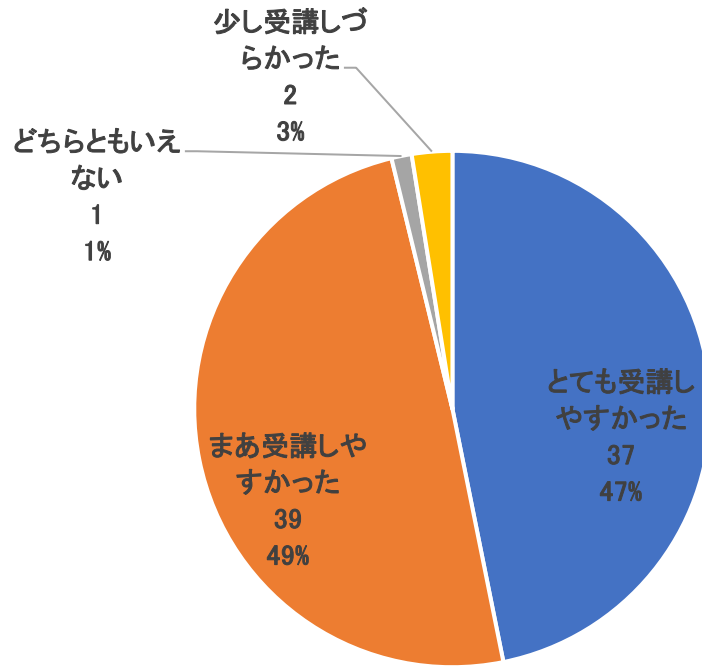
(4) 業務研修会で取り上げてほしい講義



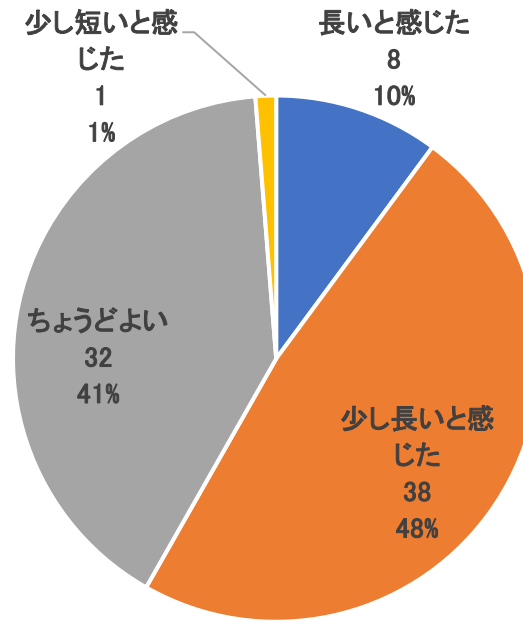
回答数：30

(5) Web業務研修会について(回答数:79)

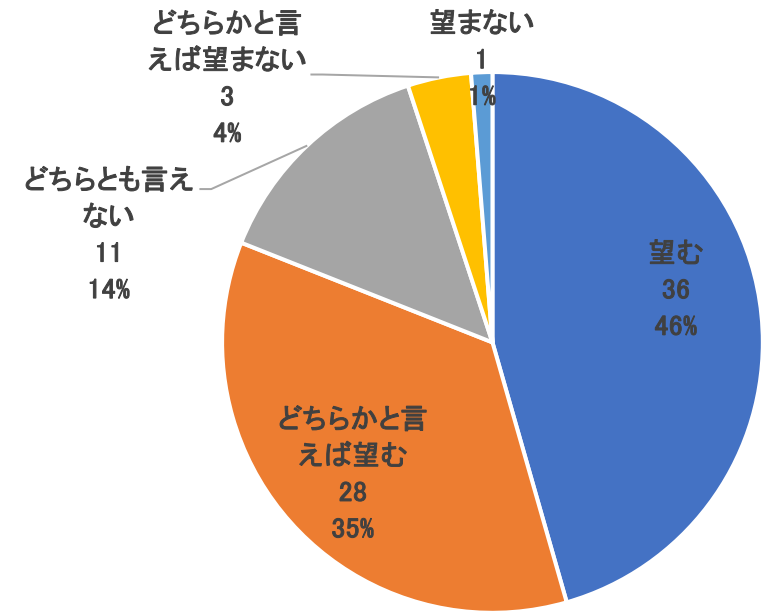
「受講のしやすさ」



「講義時間の長さ」



「Webでの研修会の開催」



(6) 全体を通しての意見・要望

分類（回答数）	回答内容例
Web開催が良かった・継続してほしい（18）	<p>Webで開催して頂き有難う御座いました。Webで開催することで多くの人に参加できたのではないのでしょうか。</p> <p>出張で研修は大変なので、Webでの研修は非常に助かります。また、Webだとスケジュール調整が容易なので、その点も良いと思います。</p> <p>WEB研修会は、集合研修会よりふり返りがしやすく、理解が進むと思います。資料について端末に保存できるようにしていただきたい。</p> <p>新型コロナウイルス影響で、集合教育は実施が難しい状況では有りますが、引き続き、Webによる研修会も都度実施を頂きますと幸甚です。</p> <p>Webでの講義でしたので時間が空いている時に受けることができて助かりました。聞き取れなかった所は戻る事が出来たり停止して資料を確認出来たりしたので良かったです。対面での受講は人と触れ合うことができるので、今後はWEBと対面とを両方できるようにして頂きたい。</p> <p>WEB研修は、聞き取れなかった場合や分かり難い時に繰り返し確認出来るので非常に良かった。また、移動時間も掛からなかったので助かりました。今回のWEB研修内容は、期間限定では無く、常に見えるように連盟のHPにUPして頂けるとありがたいです。</p> <p>講義が区切ってあるので、次のレッスンから視聴でき時間を有効的に使えるのもいいと思います。</p>
内容が良かった・勉強になった（12）	<p>講義内容は非常に充実したものでした。又、映像を通して広く社員に周知できるのありがたいです。</p> <p>普段ではあまり気にしないコンテナのことや、分からなかったことが分かって、改めて確認できてとてもいい機会になった。</p> <p>写真で実際の事例を見ながら注意項目を確認できたので勉強になりました。ありがとうございます。</p> <p>テーマごとにととても分かりやすくまとめて頂いている内容だと感じました。他の社員にも今回の動画を見て欲しいと感じましたし、新入社員にも見て欲しいと感じました。可能であれば動画データが欲しいと感じました。</p> <p>お二人とも声ははっきりしてかつ聞きやすく良かった、資料も適切であった事例等があり非常に分かりやすい内容であった。</p>
改善点の指摘（8）	<p>それぞれの講義のクリックポイントに、講義の所要時間を記載いただければ、なおよろしいかと思います。</p> <p>もう少し柔らかい題材や、専門的な知識や経験がなくても興味がわく題材を取り上げていただきたい。受講者のなかには鉄道輸送の実務に詳しくない方や初めて鉄道輸送業務に携わる方もいるはずです。そういう方にも興味をもって聞いていただける内容が望ましい。</p> <p>単元別に15分程度での講義であり、業務の合間に視聴しやすかった。講義の長さ（時間）の記載があれば、さらにやりやすいと感じた。</p> <p>資料を印刷するので画面が見にくくても問題ないですが、講義者の声だけでも良かったのではないのでしょうか。資料が小さくて読みにくい部分があります。今後改善頂ければ幸いに存じます。</p> <p>1コマが10分以内だと、業務の隙間時間に見ることができてよい。</p> <p>Web研修（動画配信）の場合い業務の合間に自分で時間を作るしかなく、また、配信期間内にすべてを視聴しなくてはならないため、期間内にトラブルが発生した場合、人によっては負担になるのではないかと感じた。配信内容（動画の合計時間）に対しての配信期間（日数）が適正であるかは不明であるが、一度に配信開始・終了するのではなく、例えば1部を2/1～2/14、2部を2/8～2/21のように期間をずらして配信されると受講者側もゆとりをもって視聴ができるため、通常業務に対しての負担も減り、講習内容に対してもより一層の理解得られるのではないかと思う。</p>